

鳥 取 県 議 会
令和元年 11 月定例会
(令和元年 12 月 20 日)

議案第 13 号「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例」
に対する附帯意見

1. 本調査会の調査は、科学的な知見を有する委員により公平・中立に行われるようにすること。
2. 本調査会の資料、議事録は公開を原則とし、調査会における議論の内容が県民に伝わるようにすること。
3. 本調査会の調査内容にかんがみ、調査が客観的、学術的に行われるよう、調査会の公開手法も含め、その環境を整えること。